

令和3年度

第1回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和3年4月1日から令和3年7月2日まで)

文化スポーツ部
都市整備部
行政センター

令和3年7月2日提出

郡山市監査委員

3 郡監査第256号
令和3年7月2日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	山本邦雄
郡山市監査委員	橋本勉
郡山市監査委員	近内利男
郡山市監査委員	石川義和

令和3年度第1回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和3年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	1
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	4
4 財産管理事務について	4

令和3年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和2年12月1日から令和3年3月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 文化スポーツ部

文化振興課 スポーツ振興課 総合体育館 郡山市熱海フットボールセンター
国際政策課

イ 都市整備部

都市政策課 区画整理課 公園緑地課 開発建築指導課

ウ 行政センター

富田行政センター 大槻行政センター 安積行政センター 三穂田行政センター
逢瀬行政センター 片平行政センター 喜久田行政センター 日和田行政センター
富久山行政センター 湖南行政センター 熱海行政センター 田村行政センター
西田行政センター 中田行政センター

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

(1) 帳簿、書類等の突合

- (2) 関係職員等への質問及び実査

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和3年4月1日から令和3年7月2日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和3年7月2日

第3 監査の結果

事務の法令適合性、正確性、最少の経費で最大の効果を上げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 現金取扱事務

ア 保管限度額を超えて現金を保管しているものがあった。

現金を保管する際は、郡山市財務規則第 48 条第 5 項により、保管限度額が 10,000 円と定められているが、限度額を超えて保管しているものがあった。

総合体育館

イ 収納した現金を現金等出納簿に記載せず、期限を超えて保管しているものがあつた。

現金を収納したときは、郡山市財務規則第 48 条第 6 項及び第 142 条により現金等出納簿に記載し、第 48 条第 4 項により速やかに金融機関に払い込まなければならないが、保管する場合であっても、同条第 5 項により収納した日の属する月の末日までとされているが、現金等出納簿に記載せず、期限を超えて保管しているものがあつた。

公園緑地課

ウ 現金等出納簿に記載をしていないものがあつた。

現金を収納し保管する際は、郡山市財務規則第 48 条第 6 項及び第 142 条の規定により現金等出納簿等を整理しなければならないが、弁償金及び手数料について、現金等出納簿に記載をしていないものがあつた。

中田行政センター

(2) 滞納整理事務

収入金を納期限までに納付しない者に対し、督促状を発していないものがあつた。

収入金を納期限までに納付しない者に対し、郡山市債権管理条例第 6 条及び郡山市債権管理条例施行規則第 3 条第 1 項により、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならないが、口頭で督促し督促状を発していないものがあつた。

公園緑地課

2 支出事務について

(1) 支出一般

支出に誤払いしているものがあつた。

支出権者は、郡山市財務規則第 55 条第 1 項の規定により、支出の根拠等を確認し、支出の決定をしなければならないが、同一の請求書で二度支出命令を行い、誤払いしているものがあつた。

喜久田行政センター

(2) 旅費支出事務

県内旅費を翌月に支給していないものがあった。

県内旅費については、郡山市職員等の旅費取扱規則第 19 条の規定により、当該月分を翌月に支給することとなっているが、支給していないものがあった。

スポーツ振興課 湖南行政センター 田村行政センター

3 契約事務について

(1) 入札事務

入札保証金免除の根拠を明確にした書類を作成していないものがあった。

入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第 27 条第 2 項で準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、作成していないものがあった。

公園緑地課

(2) 契約締結事務

ア 誤った遅延利息の率で契約を締結しているものがあった。

契約の相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市契約規則第 12 条の規定により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、異なる率で契約を締結しているものがあった。

文化振興課 公園緑地課 熱海行政センター

イ 見積合せ時点と異なる条件で契約を締結しているものがあった。

見積合せ時点で、契約代金の支払の時期等の契約条件は、見積合せの通知に明示されているが、見積合せ時点と異なる条件で契約を締結しているものがあった。

湖南行政センター

4 財産管理事務について

(1) 公有財産管理事務

誤った使用料で占用許可しているものがあった。

公園の占用許可については、都市公園法第 6 条により占用許可し、郡山市都市公園条例第 10 条により使用料を徴収するが、誤った単価で算出した使用料で占用許可書を交付しているものがあった。

公園緑地課